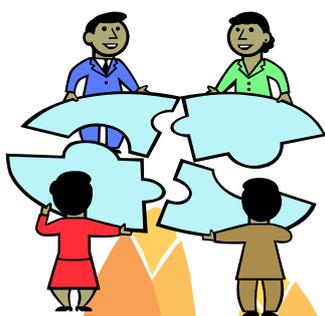


# 学校いじめ防止基本方針



南アルプス市立白根百田小学校

# 「学校いじめ防止基本方針」〈白根百田小学校〉

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. いじめへの対処
6. その他の留意事項
7. いじめ防止指導計画の作成

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要があります。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国、南アルプス市いじめ防止基本方針（平成 30 年 10 月改定）に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。なお、様々な事案が発生し、その状況も厳しいものになると考えられるため、いじめの未然防止の対策と、起こってしまった時の初期対応について加筆しました。（令和 4 年 4 月改定）

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条）

## 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、定例で「生徒指導委員会」を開催する。この組織が中心となり、教職員全員で情報交換や共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。さらに、必要に応じ、「校内生活調査委員会」を設置する。

### 「生徒指導委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

### 「生徒指導委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「生徒指導委員会」は、学期に一回程度開催する。

### 「校内生活調査委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

### 「校内生活調査委員会」の役割

校内関係者で組織的に対応・検討し、解決に向けて取り組む。必要によりケース会議を開催する。

### 3. 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずです。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していきます。また、学校全体として平成29年度より「きずなの日」を設定し児童と向き合う時間を確保しました。また、障害のある児童や性同一性障害等、特に配慮が必要な児童についての理解や指導を計画的に行っていきます。さらに家庭・地域への啓蒙を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組めます。

### 4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組めます。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努めます。

#### 早期発見のための手立て

- ①アンケート調査（学期末）
- ②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
- ③Q-Uの実施と考察
- ④個人面談（児童対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報



## 5. いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) 通報者の確認……該当児童の保護者か、目撃者か、日時・場所、人数、氏名、いじめの態様、傍観者の有無、通報時の口調、等をできるだけ詳しく把握し、メモをする。該当児童を連れて現場に行き、実況見分する。
- (2) できれば即日、または翌日に極力早急に、授業中でも加害児童、被害児童から個別に担任が聞き取りを行い、管理職、生徒指導、学年主任で供述の整合性を確認する。疑わしい場合は、再度聞き取る。
- (3) 加害児童を集め、事実確認と被害児童への謝罪をさせる。いじめについて管理職、生徒指導、担任より指導を受ける。反省文を書かせる。必要であれば該当の保護者に連絡し、「いじめ根絶に向けた謝罪の会」を設ける。加害児童・被害児童も同席させる。

#### ●「謝罪の会」の流れの例 進行……生徒指導または教頭

- ① 校長と被害児童保護者との面談……被害保護者の気持ちを察し、被害児童を守ること、組織として取り組むこと、会の流れの説明など
- ② 校長と被害・加害保護者全員との面談……いじめ事案の説明と保護者への助言、被害保護者の訴えと加害保護者の謝罪 該当児童は別室で待機させるとともに、担任は児童に会の目的や態度等の指導をする。
- ③ 該当児童全員を同席させ、加害児童の事実確認を個々に行い、被害児童に謝罪させる。被害児童と保護者の思いや訴えを加害児童に伝える。
- ④ 担任、生徒指導、教頭より指導を受ける。
- ⑤ 謝罪の会終了後、必要に応じて担任と保護者で話し合う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの「重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

- 3 いじめられた児童又はその保護者への支援
- 4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 ネット上でのいじめへの対応

## 6. その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

#### いじめ事案の対応の流れ

- ① (定例)「生徒指導委員会」を招集 ※生徒指導が招集する。
  - ・いじめの未然防止，早期発見，早期対応の中心的役割を担う。
  - ・定例の「生徒指導委員会」は，学期に一回程度開催する。

#### 【いじめ発生】

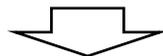
- ② (臨時)「校内生活調査委員会」を招集 ※原則として，生徒指導が招集する。

- ・校内関係者で組織的に対応・検討し，解決に向けて取り組む。
- ・必要によりケース会議を開催する。

校内関係者とは，管理職，生徒指導，学級担任，学年主任，養護教諭，他必要により関係者（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員，民生児童委員，警察，学校評議員等）を指す。



《重大事案と判断》



- ③ 市教委へ報告

「いじめ防止対策推進法」に則って，④「いじめ問題対策委員会」を立ち上げる。

- ・「いじめ問題対策委員会」は，市教委と「校内生活調査委員会」の校内関係者の一部または全部



調査・報告

教育委員会を通して **市長へ報告**



市長の判断により，

いじめ問題調査委員会へ

### 2 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### 3 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保する。

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 いじめの解消

いじめが『解消している』状態とは，被害者が心身の苦痛を感じていないこと，いじめに係る行為が止んでいる（継続期間は3か月が目安）ことの2つの条件が満たされているものをいう。

## 7. いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に，年間の計画を確認し合うとともに，組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	生徒指導委員会				教員研修	生徒指導委員会
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発	事案発生時に緊急対応会議の開催				教育相談機関
			ネット防犯教室	学級懇談		
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察			いじめアンケート	教育相談機関	学校評価

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			生徒指導委員会			生徒指導委員会
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催			学年懇談	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談 教育相談機関	学校評価	いじめアンケート	教育相談機関
		いじめアンケート				